

設計施工基準第 3 条に係る確認書
(設計施工基準適用除外に関する確認書)

p 2. 住宅保証機構株式会社

p 4. ハウスプラス住宅保株式会社

p 5. 株式会社 住宅あんしん保証

p 6. 株式会社 ハウスジーマン

p 7. 株式会社 日本住宅保証検査機構 (JIO)



住保機確認第 09-157 号
平成 26 年 8 月 29 日

設計施工基準第 3 条に係る確認について

発泡プラスチック断熱材連絡会
会 長 重岡 勇治 殿

住宅瑕疵担保責任保険法人
住 宅 保 証 機 構 株 式 有 限 公 司
代表取締役社長 能登 義春



平成 21 年 7 月 30 日付けでいただきました「外張断熱工法」に係る申出につきましては、当機構住宅瑕疵担保責任保険（まもりすまい保険）設計施工基準第 3 条に基づき、下記のとおり取扱いができることを確認いたしましたので通知いたします。

つきましては保険契約申込み手続き等に遺漏がないようお願い申し上げます。

記

1. 工法または建築材料の名称
発泡プラスチック断熱材による外張断熱工法
2. 工法または建築材料の概要および条件
外張断熱材として発泡プラスチック断熱材を用い、その継ぎ目等に気密防水テープを貼ることにより防水紙を省略する工法。
施工方法等は「発泡プラスチック断熱材による外断熱工法施工のポイント」に従うことを条件とする。
なお、発泡プラスチック断熱材は、別紙「発泡プラスチック断熱材連絡会会員団体とその加盟企業（適合材料製造者）」掲載商品に限る。
3. 適用地域
全国
4. 適用範囲・部位
木造住宅（スチールハウス含む）の外壁
5. 当該工法または建築材料を用いた場合に適用を除外する条項
設計施工基準第 9 条第 1 項（防水紙又は仕上塗材）、同第 2 項（防水紙の品質・張り方）
6. 保険契約申込み手続きのための要件
①保険契約申込みの際に本書の写しを提出してください。
②矩計図等に当該仕様を用いることを明記いただくよう、設計者へご指示ください。
7. 適用日
平成 21 年 7 月 1 日以降にまもりすまい保険の保険契約申込みを受け付けた住宅から適用します。ただし、本書発行後であっても保険契約上、引受けることができないと認められる場合には両者協議の上、変更又は取消しを行う場合があります。

発泡プラスチック断熱材連絡会 (PIC:Plastic foam Insulation material Conference) 会員団体とその加盟企業(適合材料製造者)

※ この他に記載の製品を加工した製品、製品名のない製品、特定ユーザー向けの非公開の製品名を有する製品等があります。

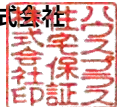
2017.11.13

団体名 「製品一般名称」	適合材料(製品名)※	加盟企業名(適合材料製造者)	郵便番号	所在地	電話番号	
押出発泡 ポリスチレン 工業会 「押出法 ポリスチレン フォーム」	スタイロエース スタイロフォーム EK スタイロフォーム EX スタイロフォーム FG スタイロラスター スタイロフォーム IB カネライトフォーム	ダウ化工(株)	140-0002	東京都品川区東品川2丁目2-24 天王洲セントラルタワー11階	03-5460-2390	1
	カネライトフォーム加工品 カネカOEM製品	(株)カネカ	107-6025	東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル	03-5574-8368	2
	ミラフォーム M1F ミラフォーム M2F ミラフォーム MKS ミラフォーム M2RS ミラフォームラムダ ミラフォーム DDSボード ミラフォームラムダ DDSボード ミラフォーム オメガ	(株)JSP	100-0005	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号 新日石ビル	03-6212-6366	3
ウレタン フォーム 工業会 「硬質ウレタン フォーム」	キューワンボード、アキレスボード	アキレス(株)	160-8885	東京都新宿区大京町22-5	03-5379-4566	1
	クランボード、クランゼロボード	倉敷紡績(株)	541-8581	大阪府大阪市中央区久太郎町2丁目4-31	06-6266-5487	2
	サーマックス	(株)東北イノアック	987-0005	宮城県遠田郡美里町北浦字二又下28	0229-34-2111	3
発泡 スチロール 協会 「ビーズ法 ポリスチレン フォーム」	セルボード	岩倉化学工業(株)	060-0008	北海道札幌市中央区北八条西23丁目2-20	011-640-1111	1
	TSKフォーム	東北資材工業(株)	028-3615	岩手県紫波郡矢巾町南矢幅6-145	019-697-2711	2
	KSボード、KSフォーム	笠原工業(株)	962-8502	福島県須賀川市上人垣1番地	0248-75-6191	3
	ESダンマット	(株)積水化成成品東部	306-0405	茨城県猿島郡境町塚崎1370	0280-87-0515	4
	ESダンマット	(株)積水化成成品四国	795-0031	愛媛県大洲市多田甲140	0893-26-1111	5
	ビジョンフォーム	アディア(株)	174-0041	東京都板橋区舟渡3-7-6	03-3966-6165	6
	ICパネル	(株)石山	130-0024	東京都墨田区菊川2-13-9	03-3632-8500	7
	YSKボード	油化三昌建材(株)	100-0005	東京都千代田区丸の内3-4-2 新日石ビル	03-6212-6395	8
	パインアルフォーム	松原産業(株)	915-0052	福井県越前市矢放町4-7	0778-22-0848	9
	アイフォーム	イビデン樹脂(株)	503-2413	岐阜県揖斐郡池田町白鳥360	0585-45-2405	10
	SKフォーム	金山化成(株)	101-0044	東京都千代田区鍛冶町2-3-14 フェリスビル	03-5256-5631	11
	SCボード	エコホームパネル(株)	480-0105	愛知県丹羽郡扶桑町大字南山名字西の山50	0587-91-2150	12
	スノーフォーム	ダイナガ化成(株)	529-0344	滋賀県長浜市湖北町馬渡字中ノ町1417	0749-78-2217	13
	トーフォーム	トーホー工業(株)	541-0054	大阪府大阪市中央区南本町2-2-9 辰野南本町ビル	06-6265-5500	14
	プラスフォーム	内山工業(株)	108-0014	東京都港区芝5丁目29番14号(ウチヤマコーポレーション(株))	03-5418-1828	15
	オーボード	(株)大西コルク工業所	673-1451	兵庫県加東市家原575	0795-42-1356	16
	e-フォーム	龍野コルク工業(株)	679-4121	兵庫県たつの市龍野町島田321	0791-63-1301	17
	あったかボードECO	山陰化成工業(株)	684-0034	鳥取県境港市昭和町13-24	0859-44-5510	18
	プラスフォーム	東洋コルク(株)	725-0004	広島県竹原市東野町字下垣内1660番地	0846-29-1100	19
	エスレンボード	(株)積水化成成品山口	747-0833	山口県防府市大字浜方75-1	0835-23-1212	20
	スチロプレン	大西化成(株)	812-0001	福岡県福岡市博多区大井2-10-6	092-611-0141	21
	あったかボードECO	九州化成工業(株)	854-0065	長崎県諫早市津久葉町6-59	0957-25-1119	22
フェノール フォーム 協会 「フェノール フォーム」	ネオマフォーム	旭化成建材(株)	101-8101	東京都千代田区神田神保町1-105 神保町三井ビル	03-3296-3519	1
	フェノバボード	積水化学工業(株)	105-8450	東京都港区虎ノ門2-3-17 虎ノ門2丁目タワー	03-5521-0832	2

ハウスプラスすまい保険 設計施工基準適用除外に関する確認書 (包括認定)

発泡プラスチック外張断熱協会 様

ハウスプラス住宅保証株式会社
瑕疵保険部



下記事項に関し、貴社からの適用除外事項の検討依頼に基づき、設計施工基準適用除外の検討をした結果その内容の確認をいたしました。

なお、本確認は貴社について下記除外条件を満たした場合のみのものとなります。除外条件は瑕疵保険の事故発生率等の理由により、相当期間内（概ね1年間）に見直しがなされます。本帳票は、将来にわたって、それをお約束するものではありませんので、予め御了承ください。

物件名	
建築場所（住所）	

■包括的適用除外確認日

2009年11月13日

■適用除外事項	(外壁の防水) 第9条 外壁は、防水紙又は雨水の浸透を防止する仕上材等を用い、構造方法に応じた防水措置を施すこととする。 2 防水紙の品質及び張り方は、次の各号によるものとする。 (1) 通気構法（外壁内に通気層を設け、壁体内通気を可能とする構造）とした外壁に用いる防水紙は、JIS A 6111（透湿防水シート）に適合する透湿防水シート又はこれと同等以上の透湿性能及び防水性能を有するものとする。 (2) 前号以外の外壁に用いる防水紙は、JIS A 6005（アスファルトルーフィングフェルト）に適合するアスファルトフェルト430 又はこれと同等以上の防水性能を有するもの（透湿防水シートを除く）とする。 (3) 防水紙の重ね合わせは、縦、横とも90mm以上とする。横の重ね合わせは、窯業系サイディング仕上げは150mm 以上、金属系サイディング仕上げは150mm 以上とする。ただし、サイディング材製造者の施工基準においてサイディング材の目地や継ぎ目からの雨水の浸入を防止するために有効な措置を施すなど、当該基準が適切であると認められる場合は当該基準によることができる。 (4) 外壁開口部の周囲（サッシ、その他の壁貫通口等の周囲）は、防水テープを用い防水紙を密着させることとする。
■上記の除外条件 工法の名称：「発泡プラスチック断熱材による外張断熱工法」 ■ 発泡プラスチック外張断熱協会が発行する「発泡プラスチック断熱材による外張断熱工法施工のポイント」に従い施工する ■ 適用地域：全国 ■ 適用範囲・部位：木造住宅（スチールハウス含む）の外壁	

※お申込みの際は本確認書（写し）を添付の上、必要図書と一緒に提出してください。

平成 21 年 11 月 16 日

技3通 09-065

設計施工基準第3条に係る結果通知書

発泡プラスチック外張断熱協会 御中

株式会社 住宅あんしん保証

技術管理部

平成21年11月10日付で申請のあった「発泡プラスチック断熱材を使用した外張断熱工法」については、下記2. に掲げる部分が「あんしん住宅瑕疵保険設計施工基準」に適合していませんが、承認申請書の審査の結果、同基準と同等の性能を有するものであることを確認いたしましたので通知いたします。

記

1. 対象工法

発泡プラスチック外張断熱協会員(外張断熱工法促進協議会、ウレタンフォーム工業会、EPS建材推進協議会、フェノールフォーム協会)の供給する発泡プラスチック断熱材を使用し、発泡プラスチック外張断熱協会が定める施工のポイントに基づき施工されたもの。

2. 第3条申請に基づき審査を行った部分

雨水の浸入防止する部分のうち、次に掲げる部分。

(1) 外壁の防水

- ① 外壁は、防水紙又は雨水の浸透を防止する仕上材等を用い、構造方法に応じた防水措置を施すこととする。(第9条第1項)
- ② 通気構法(外壁内に通気層を設け、壁体内通気を可能とする構造)とした外壁に用いる防水紙は、JIS A 6111(透湿防水シート)に適合する透湿防水シート又はこれと同等以上の透湿性能及び防水性能を有するものとする。(第9条第2項(1))
- ③ 防水紙の重ね合わせは、縦、横とも90mm 以上とする。横の重ね合わせは、窯業系サイディング仕上げは150mm 以上、金属系サイディング仕上げは150mm 以上とする。ただし、サイディング材製造者の施工基準においてサイディング材の目地や継ぎ目からの雨水の浸入を防止するために有効な措置を施すなど、当該基準が適切であると認められる場合は当該基準によることができる。(第9条第2項(3))

3. その他

- ・審査を行った部分の他は「あんしん住宅瑕疵保険設計施工基準」に準拠することを条件とする。
- ・審査を行った部分に変更があった場合は、この書面の効力を失うものとする。
- ・この「通知書」の仕様で保険の申込みを行う場合は、事業者様から設計図書として提出が必要です。

注意)この通知書は、大切に保管しておいてください。

発泡プラスチック断熱材連絡会 御中

設計施工基準第3条に係る確認書

G基準確認第 16-03 号

平成 28 年 06 月 20 日

株式会社ハウスメ



貴協会からご提出いただいた設計施工基準第3条に係る申出書(平成28年06月15日付)について、設計施工基準第3条に基づき、下記のとおり確認しましたので通知します。
保険契約申込みの際には本書写しを添付いただくようお願いします。

記

1. 工法名

発泡プラスチック断熱材による外張断熱工法

2. 工法の概要

外張断熱材として発泡プラスチック断熱材(JISA9511)を用い、協会の施工マニュアル(発泡プラスチック断熱材による外張断熱工法施工のポイント)により、断熱材相互の継目等に気密防水テープを貼ることにより防水紙を省略する工法。

3. 適用しない条項

設計施工基準第9条第2項(外壁の防水)

以上



設計施工基準 第3条申請書

この申請書は、保険契約申込にあたり、当該住宅が（株）日本住宅保証検査機構が定める設計施工基準により難い事項がある場合に、事前に申請していただくものです。審査には時間を要しますので（処理期間7～14日）、余裕をもって申請してください。審査を実施して設計施工基準と同等の性能が確保されていると認めた場合は、当社から「確認書」を交付しま

申請日 2012 年 8 月 1 日

事業者 (メーカー・団体等名)	発泡プラスチック断熱材連絡会 (P I C)		
届出事業者番号 (※1)		電話番号	0289-76-0378
担当者	氏名	木村吉晴	F A X 番号 0289-76-1592

※1、建材メーカー・団体等は記入不要です。

	該当条文	設計施工基準	9	条	一,二	項	号
本基準により難い事項	(より難い事項を記入します) 第9条一項及び二項 通気構法（外壁内に通気層を設け、壁体内通気を可能とする構造）とした外壁に用いる防水紙は、JIS A 6111（透湿防水シート）に適合する透湿防水シート又はこれと同等以上の透湿性能及び防水性能を有するものとする。						
申請内容 (設計施工基準と同等以上となる理由等を記入します。図面・資料等は、添付してください。)	別紙添付資料 (☒ あり ☐ 無し) 1. 名称：発泡プラスチック断熱材による外張断熱工法 2. 工法概要：外張断熱材として発泡プラスチック断熱材を用い、その継目に気密テープを貼ることにより防水紙を省略する工法。 3. 工法の品質：発泡プラスチック断熱材は吸水性が低いため、断熱材相互の目地及び開口部との取合い部に気密防水テープを貼ることにより、防水紙を省略できる。(施工マニュアル有り(発泡プラスチック断熱材による外張断熱工法施工のポイント)) 4. 施工実績：20000棟／年(会員各社合計) 5. 適用地域： 全国 適用範囲・部位：木造住宅(スチールハウスを含む)の外壁						

(以下、JIO記入欄)

確認書

上記申請を確認しました。

株式会社 日本住宅保証検査機構

確認日	2012 年 8 月 9 日	確認番号	J12-1-9-0001
備考欄			

①保険契約申込みの際に、本書の写しを提出してください。ただし、申請者が建材メーカー・団体等の場合は不要です。

②本書の工法・仕様等について、保険事故が多発する等、保険契約上、継続して引受けることができないと認められる場合には両者協議の上、変更又は取消しを行なう場合があります。